

那須町役場中会議室システム改修工事 特記仕様書

1 件 名 那須町役場中会議室システム改修工事

2 施工期間

令和8年11月9日から令和9年2月28日まで

原則開庁日（月曜日から金曜日・午前8時30分～午後5時）の施工とし、中会議室の使用状況を調整して行うこと。

なお、閉庁日（土日祝日、ただし12月29日～1月3日をのぞく）の作業も発注者との協議により可能とする。

3 事業箇所 那須町役場本庁舎中会議室（全員協議会室）

4 施工条件

- ① 施工にあたっては、町内業者を選定するよう努めるものとする。
- ② 機器等の設置に関係する法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の適用及び運用は、受注者の責において行うこと。
- ③ 施工開始前に施工体系図を必ず提出すること。
- ④ 提案書に則り、音響設備・カメラ関連機器・映像配信システム等一式の更新および既存設備の撤去及び廃棄をするものとする。
- ⑤ 現地調査の終了後ではなく、調査と並行して施工を進めるなど、早期施工完了に努めること。
- ⑥ 安全管理について、十分配慮すること。
- ⑦ 取り外した既存機器は、処分に係る法令を遵守し、適正に処分すること。
- ⑧ 施工における瑕疵については、契約に基づき受注者の責任とする。
- ⑨ 施工にあたっては、発注者と十分に協議し、来庁者及び職員等の安全確保に努めるとともに施設の運営に支障をきたさないように十分配慮するものとする。
- ⑩ 施設の建物及び設備等を破損させた場合は、受注者の負担により原状回復するものとする。

- ⑪ 現地調査の日時については、別途監督職員と協議の上決定すること。
- ⑫ 作業時の養生は原則シート養生とするが、必要な場合は、受注者の負担で既存施設及び什器等に棄損がないよう適切に養生すること
- ⑬ 物件の設置後は、必ず監督職員立会いのもと、業務の完了確認を行うこと。
- ⑭ 作業にあたり、監督職員と打ち合わせを実施した場合は、打ち合わせ記録書を作成し提出すること。

5 製品仕様

別紙仕様書を代表品番・数量として提示するが、プレゼンテーションの提案時の内訳書および優先交渉権者決定後の現地調査の結果等により、数量が変更となる可能性があることに留意すること。

使用する機器はすべて新品とすること。

使用する音響設備・カメラ関連機器・映像配信システム等は、下記を満足するメーカーの製品を選定すること。

- ア 製造の実績が5年以上ある者とする。
- イ 類似事業の実績がある者とする。
- ウ 契約後、速やかに導入可能な生産供給能力を有している者とする。

6 提出書類

	提出書類	期日	備考
1	現場代理人等通知書及び経歴書	施工前	
2	施工計画書	施工前	
3	納入仕様書・出荷証明書	施工前	
4	施工期間中の保険関係書類の写し	施工前	
5	保証体制図	施工前	
6	契約金総額の内訳明細書	施工前	
7	発注者との打合せ記録	随時	
8	取扱説明書	完了時	
9	管理台帳	完了時	
10	機器配置・配線図（プロット図）	完了時	
11	官公署等へ提出した届出結果報告書	完了時	
12	設置前後の写真	完了時	
13	試験結果一覧	完了時	
14	産業廃棄物処理管理票等の写し	完了時	
15	その他発注者が求める書類	随時	

※変更があった場合は随時提出すること

7 損害賠償

工事の施工に伴い、発注者及び第三者が被った被害については、受注者が損害賠償の責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補填された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

8 支払方法

工事の完成検査の合格後に一括払いとする。

受注者は完成検査合格後、請求書を町へ提出するものとし、町は当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 守秘義務

- (1) 町が提供した情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- (2) 契約業務を遂行するにあたり、町から図面等各種資料の貸出し、又は支給を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理すること。

10 その他

- (1) 施工期間中、会議等で中会議室を使用する場合がある。施工期間中の製品の保管場所や仮置きなどについては発注者と調整を行うこと。また完成検査に合格し、製品の引き渡しを受けるまで、町は機器類を使用しない。
- (2) 本工事の履行にあたり、本町が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講じること。
- (3) 受注者は、誠実に業務を遂行すること。疑義が生じた場合には、発注者と受注者の両方で誠意をもって協議することとする。
- (4) 本工事に関して、関係法令を遵守し、必要な手続きを行うこと。
- (5) 本工事は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、発注者と協議を行うこと。